

仕様書

1 業務名

札幌市自殺総合対策行動計画 2024 計画書作成業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月29日(金)まで

3 業務内容

(1) 行動計画作成業務

ア 委託者が提供する「札幌市自殺総合対策行動計画 2024 (本書及び概要版)」(以下、「原稿」という。)の電子ファイル(Microsoft Word 文書及び Adobe Acrobat 文書)に基づき、計画書を作成すること。

イ 原稿は本書 150 ページ程度、概要版 14 ページ程度(表紙、目次等を含む)であるが、多少の増減がありうることに留意すること。

ウ 原稿のうち、一部(4 ページ程度)は、令和6年(2024年)2月15日(木)頃に別途提供するので、修正を行うこと。

エ 計画書は電子ファイル(Microsoft Word 文書及び Adobe Acrobat 文書)を納品すること。

(2) デザイン・レイアウト等調整業務

ア 本文及びイラスト等のレイアウトについては、受託者が行うこと。

イ デザイン・レイアウト等の調整の結果、成果物のページ数が原稿のページ数から増減することは妨げない。

ウ デザインや配色にあたっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすくなるように配慮すること。

エ イラスト(5点程度)、図(20点程度)、表(20点程度)の作成は受託者が行うこと。なお、概要版については、本書で作成した図等を必要に応じて修正し、使用すること。

オ 表紙等は、計画書全体の内容を踏まえた上で、イメージの異なるデザイン案を2つ以上提示し、委託者と協議すること。

カ 委託者が提供するイラスト等(別紙1)及びウェブサイト「札幌こころのナビ」の情報(別紙2)の掲載について、委託者と協議すること。

キ 目次と実際の掲載ページの整合性が保たれるよう十分に注意すること。

ク 委託者が提供するライラックマーク及び市政等資料番号等を挿入すること。

ケ 以下の発行情報を挿入すること。

計画名：札幌市自殺総合対策行動計画 2024

～自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター

住所：札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階

電話：（011）622-5190（代表電話）

メール：kokoronocenter@city.sapporo.jp

H P：https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/index.html

コ 受託者において内校を行うこと。

4 校正

3回

5 作業計画等

契約締結後、速やかに本仕様書に基づいた作業計画書を提出し、委託者の了承を得ること。

6 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

7 留意点

- (1) 業務の遂行にあたっては、委託者と連携し作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者の双方が協議して、これを処理すること。
- (2) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知す

るものとする。なお、業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

- (4) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (6) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。また、成果物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (7) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (8) 成果物の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 問い合わせ先及び納品場所

札幌市精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4 階

電話：(011) 622-5190

担当：管理係 神山、佐々木

イラスト等

1 札幌市いのちの大使 CHUPUKA（6種）



2 札幌市いのちの大使 CHUPUKA に関する説明

僕の名前は「CHUPUKA(チュプカ)」。命を大切にするクマです。名前の由来はアイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、輪を意味する「カリプ」を組み合わせたものです。僕は命の大切さを伝えるため太陽のいのちの輪をかぶって、命を大切にする意識「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めています。

3 ゲートキーパーに関する説明

ゲートキーパー	ゲートキーパーとは、悩みのある人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。 特別な資格はいりません。
きづく	～家族や仲間の変化に気づいて、声をかける～ あなたの周りの方の様子が、「何かいつもと違うな」と感じたときは、声をかけてみて、「心配している」というメッセージを伝えましょう。大切な人のこころのサインに気づくことが大切です。
きく	～本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける～ 話をきくときには、相手の話を批判せず、じっくり耳を傾けることが大切です。 「話をきいてもらうだけで安心した」という方も多くいるのです。

つなぐ	<p>～早めに専門機関に相談するよう促す～</p> <p>自らのいのちを絶ってしまう要因には、さまざまなものがあります。話をじっくりときき、本人の気持ちを受けとめてから、必要があれば、医療機関や専門機関へ相談をつなげてください。</p>
みまもる	<p>～温かく寄り添いながら、じっくりと見守る～</p> <p>身体やこころの健康状態について、以前と変わらない自然な雰囲気です声をかけましょう。</p> <p>期待どおりに回復しなかったり、逆戻りしているように見えても、焦らず声をかけながら、程よい距離感で見守っていきましょう。</p>

4 デザインパーツ（4種）

♡♡いのちを支えあう街へ。札幌市

・虹



・電車



・街



「札幌こころのナビ」について

- 1 サイトタイトル
札幌こころのナビ

- 2 タイトルロゴ



- 3 URL・QRコード

(URL) <https://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>

(QRコード)



※過度に拡大や縮小をすると、読み取り不可となる場合がありますので、ご注意ください。

- 4 サイト説明文

悩みを抱えて落ち着かないとき、友人や家族の様子がいつもと違うとき、そんなときの対処方法がわからずに困ってしまうことが、時にはあると思います。

「札幌こころのナビ」は、そんな時の助けになる情報が掲載されたWEBサイトです。自分がアクセスするのはもちろん、悩みを抱える本人に、このサイトの情報を伝えてあげてみてください。